

3-9 相互応援協力計画

3-9-1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村(以下単に「市町村」という。)間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供及び斡旋
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及び斡旋
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (5) 災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号の掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市	盛岡市長
宮古市	宮古市長
大船渡市	大船渡市長
水沢市	水沢市長
花巻市	花巻市長
北上市	北上市長
久慈市	久慈市長
遠野市	遠野市長
一関市	一関市長
陸前高田市	陸前高田市長
釜石市	釜石市長
江刺市	江刺市長
二戸市	二戸市長
雫石町	雫石町長
葛巻町	葛巻町長
岩手町	岩手町長
西根町	西根町長
滝沢村	滝沢村長
松尾村	松尾村長
玉山村	玉山村長
紫波町	紫波町長
矢巾町	矢巾町長
大迫町	大迫町長
石鳥谷町	石鳥谷町長
東和町	東和町長
湯田町	湯田町長
沢内村	沢内村長

金ヶ崎町	金ヶ崎町長
前沢町	前沢町長
胆沢町	胆沢町長
衣川村	衣川村長
花泉町	花泉町長
平泉町	平泉町長
大東町	大東町長
藤沢町	藤沢町長
千厩町	千厩町長
東山町	東山町長
室根村	室根村長
川崎村	川崎村長
住田町	住田町長
三陸町	三陸町長
大槌町	大槌町長
宮守村	宮守村長
田老町	田老町長
山田町	山田町長
岩泉町	岩泉町長
田野畑村	田野畑村長
普代村	普代村長
新里村	新里村長
川井村	川井村長
軽米町	軽米町長
種市町	種市町長
野田村	野田村長
山形村	山形村長
大野村	大野村長
九戸村	九戸村長
浄法寺町	浄法寺町長
安代町	安代町長
一戸町	一戸町長

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規定により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別紙第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

応 援 調 整 市 町 村

(平成8年10月7日付)

地域名	構 成 市 町 村	応 援 調 整 市 町 村	
		正	副
二 戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛 岡 市	久 慈 市
久 慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二 戸 市	盛 岡 市
盛 岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、八幡平市、紫波町、矢巾町	北 上 市	宮 古 市
宮 古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村	盛 岡 市	花 巻 市
岩 手 中 部	花巻市、北上市、西和賀町	一 関 市	釜 石 市
胆 江	奥州市、金ヶ崎町	花 巻 市	大 船 渡 市
釜 石	遠野市、釜石市、大槌町	遠 野 市	奥 州 市
両 盤	一関市、平泉町、藤沢町	奥 州 市	陸前高田市
気 仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一 関 市	奥 州 市

別表第2 (第7条関係)

連 絡 担 当 課

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X番号
			防災行政無線	有 線 電 話	
二戸	二 戸 市	生活環境課	×-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽 米 町	総 務 課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九 戸 村	総 務 課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総 務 課	×-441-1	0195-38-2211	38-2161
	一 戸 町	総 務 課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久 慈 市	消防防災課	×-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普 代 村	住 民 課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種 市 町	総 務 課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野 田 村	住 民 課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山 形 村	総 務 課	×-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大 野 村	総 務 課	×-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛 岡 市	消防防災課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫 石 町	総 務 課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛 巻 町	総 務 課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩 手 町	総 務 課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西 根 町	総 務 課	×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝 沢 村	総 務 課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	松 尾 村	総 務 課	×-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉 山 村	総 務 課	×-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫 波 町	町 民 課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢 巾 町	住 民 課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
	安 代 町	総 務 課	×-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古	宮 古 市	消防防災課	×-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田 老 町	総 務 課	×-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山 田 町	総 務 課	×-463-1	0193-82-2111	82-4989
	岩 泉 町	総 務 課	×-471-1	0193-22-2111	22-3562
	田 野 畑 村	住 民 生 活 課	×-472-1	0193-34-2111	34-2632
	新 里 村	住 民 生 活 課	×-464-1	0193-72-2111	72-3282
古	川 井 村	総 務 課	×-465-1	0193-76-2111	76-2042

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X番号
			防災行政無線	有 線 電 話	
岩 手 中 部	花 卷 市	消 防 防 災 課	×-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北 上 市	消 防 防 災 課	×-20-502-1	0197-64-1122	63-7023
	大 迫 町	総 務 課	×-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石 鳥 谷 町	総 務 課	×-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東 和 町	総 務 課	×-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯 田 町	福 祉 課	×-506-1	0197-82-2111	82-3111
胆 江	沢 内 村	総 務 課	×-507-1	0197-85-2111	85-2119
	水 沢 市	生 活 環 境 課	×-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江 刺 市	企 画 調 整 課	×-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生 活 環 境 課	×-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前 沢 町	町 民 課	×-523-1	0197-56-2111	56-3427
釜 石	胆 沢 町	町 民 課	×-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣 川 町	総 務 課	×-20-525-2	0197-52-2111	52-4142
	釜 石 市	総 務 課	×-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠 野 市	消 防 防 災 課	×-563-1	0198-62-4311	62-2271
両 盤	大 槌 町	総 務 課	×-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮 守 村	総 務 課	×-562-1	0198-67-2111	67-2037
	一 関 市	企 画 調 整 課	×-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花 泉 町	総 務 課	×-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平 泉 町	総 務 課	×-533-1	0191-46-2211	46-3080
	大 東 町	町 民 課	×-541-1	0191-72-2211	72-2222
	藤 沢 町	自 治 振 興 課	×-542-1	0191-63-2211	63-5133
	千 厩 町	町 民 生 活 課	×-543-1	0191-53-2211	53-2110
気 仙	東 山 町	総 務 課	×-544-1	0191-47-2211	47-2118
	室 根 村	住 民 福 祉 課	×-20-545-2	0191-64-2211	64-2115
	川 崎 村	民 生 課	×-546-1	0191-43-2211	43-2550
大 船 渡 市	大 船 渡 市	総 務 課	×-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総 務 課	×-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住 田 町	総 務 課	×-20-553-2	0192-46-2111	46-3515

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

別紙様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

（応援調整市町村長） 殿

（応援要請市町村長）

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害	津波災害	風水害	その他（ ）
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一 部 破 損	(4) そ の 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担 当 課 ・ 係 名	
担 当 者 名	
電 話 ・ F A X 番 号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名 (種類・規格等)	数量	場所

(2) 職員等の派遣

種類	活動内容	人員	場所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸路	
空路 (ヘリポート等)	
水路 (港湾等)	

3-9-3 消防相互応援協定書

釜石市、三陸町、大船渡地区消防組合及び釜石大槌地区行政事務組合（以下「組合」という。）との間において消防相互応援協定を次のように締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、消防組織法第21条に基づき、釜石市、三陸町、大船渡地区消防組合及び釜石大槌地区行政事務組合隣接区域相互間の消防応援（以下「相互応援」という。）に関し定めるものとする。

（出動の要請及び区分）

第2条 相互応援の出動は、次の区分により当該市長、町長又は管理者より相手方市長、町長又は管理者に対し要請を行うものとする。

ただし、火災認知の状況により、要請を待たないで出動することができる。

- (1) 応援の要請に基づき要請隊数（台数）を派遣する。
- (2) 応援側の市長、町長又は管理者が必要と認めた場合には、その所要隊数（台数）を派遣する。

2 地震、台風、水災等の場合の出動は、前項に準ずるものとする。

（応援隊の運用及び指揮）

第3条 応援のため出動した消防隊の運用は、組合の消防長、消防署長又は消防団長がこれを行い消防活動の指揮は、その隊の最高上級者が行うものとする。

（出動費用の負担区分）

第4条 相互応援に要した費用は、次の区分により負担する。

- (1) 公務災害補償費は、その属する消防団員等公務災害補償責任共済基金又は地方公務員災害補償基金から給付を受けるよう措置する。
- (2) 動力ポンプによる消防作業が2時間以上に及ぶときの燃料及び隊員の食料は、応援を受けた市又は町の負担とする。
- (3) 前号以外の費用に関しては、当事者において協議の上決定する。

（協定書の保管）

第5条 この協定を証するため協定書4通を作成し、記名押印して各1通保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成10年4月1日から効力を生ずる。
- 2 釜石市、三陸町及び大船渡地区消防組合において昭和54年3月31日に締結した消防相互応援協定は廃止する。

平成10年4月1日

釜石市長	野田武義
三陸町長	佐々木菊夫
大船渡地区消防組合	
管理者 大船渡市長	甘竹勝郎
釜石大槌地区行政事務組合	
管理者 釜石市長	野田武義

3-9-4 岩手・宮城県際市町村災害時相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、両盤地区広域市町村圏、気仙地区広域市町村圏、気仙沼・本吉地域広域市町村圏を構成する市町及び栗原市、登米市（以下「構成市町」という。）において災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では、十分に応急措置ができない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第17条第1項の規定に基づき、当該応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、被災市町が他の市町に対し応援を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡市町)

第2条 各広域市町村圏にあつては連絡市町を定め、広域市町村圏間及び各市並びに当該広域市町村圏内構成市町との連絡調整等を行うものとする。

(連絡担当課)

第3条 各市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(災害の種類)

第4条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害及び火災、水害その他の災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要となる資機材、物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員等（消防団員を含む）の派遣
- (5) 国民保護法に基づく国民保護のための措置
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

第6条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、連絡市町又は連絡市町以外の市町（以下「応援市町」という。）へ応援要請するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員等
- (4) 応援の必要な場所及びその日時
- (5) 応援を要する時間
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(自主応援)

第7条 応援市町は、被害が甚大で被災市町との連絡が取れない場合又は被災市町が応援の要請をするいとまがないと認められる場合は、自主的に被災市町の情報収集を行い、要請を待たないで必要な応援を行うことができるものとする。

この場合においては、当該被災市町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援費用の負担)

第 8 条 応援市町が応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町（以下「受援市町」という。）の負担とする。

(応援費用の一時繰替支弁)

第 9 条 受援市町は、前条の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡会議)

第 10 条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡市町による連絡会議を開催する。

(その他の防災協定等の関係)

第 11 条 この協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(実施細目)

第 12 条 この協定の実施に関して必要な細目は、構成市町が協議の上、定める。

(その他)

第 13 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度構成市町が協議して決めるものとする。

第 14 条 この協定は平成 18 年 7 月 6 日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 37 通を作成し、5 広域市町村圏構成 37 市町村がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を所持する。

平成 18 年 7 月 6 日

両盤地区広域市町村圏

一関市長

平泉町長職務代理者 平泉町助役

藤沢町長

気仙地区広域市町村圏

大船渡市長

陸前高田市長

住田町長

気仙沼・本吉地域広域市町村圏

気仙沼市長

南三陸町長

本吉町長

栗原市

栗原市長

登米市

登米市長

3-9-5 災害時における愛知県幸田町との相互応援に関する協定書

住田町（以下「甲」という。）と幸田町（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者及び被災地の救援その他の応急復旧が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の医療、防疫、施設の応急復旧その他に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動に必要な車両その他の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員等の応援
- (5) 被災者及び被災児童、生徒その他の一時受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする町は、次の掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員等の職種別の人員及び応援の期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した町の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第6条 第3条の規定により派遣された職員等(以下「派遣職員等」という。)に係

る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員等が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける町が、応援を受ける町への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び

乙が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成24年7月13日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成24年7月13日

(甲) 岩手県気仙郡住田町世田米字川向96番地1
住田町
代表者 住田町長 多田 欣一

(乙) 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
幸田町
代表者 幸田町長 大須賀 一誠

3-9-6 災害時における山梨県丹波山村との相互応援に関する協定書

丹波山村（以下、「甲」という。）と住田町（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者及び被災地の救援その他の応急復旧が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の医療、消毒、施設の応急復旧その他に必要な資機材及び物資の提供
- （3）災害応急活動に必要な車両その他の提供
- （4）災害応急活動に必要な職員等の応援
- （5）被災者及び被災児童、生徒その他の一時受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする町村は、次の掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる職員等の職種別の人員及び応援の期間
- （4）一時避難を希望する者の人数及び期間
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第6条 第3条の規定により派遣された職員等（以下「派遣職員等」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員等が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける町村が、応援を受ける町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び

乙が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、協定締結の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成25年10月22日

(甲) 山梨県北都留郡丹波山村890番地
丹波山村
代表者 丹波山村長 岡 部 政 幸

(乙) 岩手県気仙郡住田町世田米字川向96番地1
住田町
代表者 住田町長 多 田 欣 一